

【宿泊約款】

第1条（適用範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当ホテルに宿泊契約のお申し込みをなさる方は、次の事項を当ホテルにお申し出いただきます。
 - （1）宿泊者名
 - （2）宿泊日及び到着予定時刻
 - （3）宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - （4）その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
3. 宿泊客は、宿泊客と当ホテルとの間の宿泊契約上の地位又は宿泊契約に基づく権利を有償・無償を問わず第三者に譲渡すること、及び第三者のために宿泊契約を締結することは、不適切な転売行為等を防止し全てのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当ホテルがこれを明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。
4. 宿泊客は、団体利用など合理的な理由のない、同一利用者による同一日における重複する宿泊及び類似の日程における複数の宿泊の宿泊契約の申込みは、当ホテルが可及的に多くのお客様に宿泊の機会を提供するため、当ホテルが明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 4 条の 2（施設における感染防止対策への協力の求め）

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- （1）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- （2）満室により客室の余裕がないとき。
- （3）宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- （4）宿泊しようとする方が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- （5）宿泊しようとする方が、泥酔等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- （6）宿泊しようとする方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力に属すると認められるとき。
- （7）宿泊しようとする方が、当ホテル又は当ホテル従業員に対し、暴行、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求、著しく粗野又は乱暴な言動を行ったとき。
- （8）宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする方が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く）。
- （9）宿泊しようとする方が、当ホテル又は当ホテル従業員に対し、その実施に伴う負担

が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(11) 適用される都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

(12) 宿泊の申し込みをした者が、宿泊契約上の地位又は宿泊契約に基づく権利を第三者に譲渡する目的又は第三者のために宿泊契約を締結する目的を秘して申し込みをしたとき。

第5条の2（宿泊契約締結の拒否の説明）

宿泊しようとする方は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が特定感染症の患者等であると認められるとき。

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする方が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く）。

(4) 自然災害、大規模障害、感染症のまん延等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5) 喫煙が可能であることが明示された客室又は所定の喫煙スペース以外の場所での喫煙、寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

(6) 宿泊しようとする方が、泥酔等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7) 宿泊しようとする方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力に属すると認められるとき。

(8) 宿泊しようとする方が、当ホテル又は当ホテル従業員に対し、暴行、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求、著しく粗野又は乱暴な言動を行ったとき。

(9) 宿泊しようとする方が、当ホテル又は当ホテル従業員に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(10) 当ホテルが定める利用規則その他規約等に違反するとき。

(11) 適用される都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

(12) 当ホテルの明確な承諾なく、宿泊契約上の地位又は宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認められるとき又は宿泊契約が第三者のために締結されたものと認められるとき

(13) 同一利用者による、合理的な理由のない、同一日における重複する宿泊契約の申込み又は類似の日程における複数の宿泊契約の申込みがされたと認められるとき

2. 前項による解除が宿泊客の責めに帰すべき事由による場合、当ホテルに生じた損害の賠償を請求させていただきます。

第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録させていただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所、連絡先及び職業 (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地、及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示させていただきます。

第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊プランとして特別に定める場合を除き、当ホテルが定める時間までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過1時間ごと・・・当ホテルが掲示する料金表によります

(2) 超過4時間以降・・・基本宿泊料の100%

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて館内に掲示した利用規則（利用案内、諸注意、ご案内等を含みます）を遵守いただきます。

第 11 条（営業時間）

当ホテルの主な施設等の営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリ等で案内いたします。

第 12 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条（当ホテルの責任）

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その範囲内で損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条（寄託物等の取扱）

1. 以下の物品は、フロントにてお預かりすることはできません。
 - (1) 現金、有価証券、クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード、マイナンバーカード
 - (2) 貴金属、高価品（容積又は重量の割に著しく高価な物品をいいます）
 - (3) 美術品、骨董品その他の貴重品
 - (4) 宿泊客以外の個人情報記載・記録された物品（名簿、カルテ等）
 - (5) 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話、タブレットその他 IT 機器等）

(6) 医薬品、発火又は引火性のもの、危険性のあるもの、腐敗のおそれのあるもの、悪臭・害毒を発するもの

(7) 法令で所持を禁じられているもの

(8) 当ホテルへのお持ち込みが禁止されているものその他当ホテルがフロントにてお預かりすることが適切でないと判断したもの

2. 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、前項の規定によりフロントにてお預かりできない物品をお預けになった場合は、当該物品がフロントにてお預かりできない物品であることを当ホテルが知り又は重大な過失によってこれを知らなかった場合を除き、当ホテルはいかなる責任も負担しません。なお、個人情報の漏えい及び情報記録装置に記録されたデータの消失による損害については一切責任を負うことはできません。当ホテルが現金、高価品又は貴重品であることを知り又は重大な過失によってこれを知らずにお預かりした場合、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告がなかったときは、当ホテルは、15 万円を限度としてその損害を賠償します。

3. 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告がなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、当ホテルは、15 万円を限度としてその損害を賠償します。

第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、当ホテルは、原則として所有者からの照会を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合は、発見日を含め 3 日間保管し、現金、高価品及び貴重品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については当ホテルの裁量により適宜処分いたします。ただし、飲食物等衛生環境を損なう物、新聞・雑誌、傘等については、速やかに当ホテル所定の手順に従い処分いたします。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 2 項の規定に、前項の場合にあつては前条第 3 項の規定に準じるものとします。

4. チェックアウト日のチェックアウト時刻を過ぎても客室内に宿泊客の手荷物又は携帯品が残されている場合において、当ホテルは宿泊客に連絡をするとともに速やかなチェックアウトを求めます。宿泊客に連絡が付かない場合又は宿泊客が速やかにチェックアウトを

されない場合、当ホテルは、その裁量により、宿泊客の手荷物又は携帯品を客室から移動させることができるものとし、本条第2項に準じて処理又は処分します。この場合における客室から移動させた宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、前条第3項の規定に準じるものとします。

第17条（駐車責任）

1. 宿泊客が当ホテルの管理する駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。駐車中の車内に貴重品及びその他の物を留置しないでください。駐車中における紛失、盗難等についてはその責任を負いかねます。
2. 当ホテルは、当ホテルが管理していない提携駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。

第18条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条（分離可能性）

1. この約款その他当ホテルの定める利用規則等（以下「約款等」といいます）の一部が法令に基づいて無効と判断された場合でも、当該部分を除くその余の規定の有効性に影響を与えないものとします。
2. 約款等の一部が、ある宿泊客との関係で無効とされ又は取り消された場合でも、当該宿泊客を除く宿泊客との関係における有効性に影響を与えないものとします。

第20条（準拠法）

約款等の有効性、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

第21条（管轄合意）

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約並びに約款等に起因する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（言語）

約款等は、日本語を正文として作成され、成立するものとします。お客様の参考のために提示された翻訳文がある場合でも、日本語の正文のみが効力を有するものとし、翻訳文は当事者を拘束するものではありません。

第 23 条（約款等の変更）

1. 当ホテルは、以下の場合に、当ホテルの裁量により、約款等を変更することができます。
 - （1）約款等の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。
 - （2）約款等の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 約款等の変更は、変更後の規定の内容を、当ホテル所定のウェブサイトその他に掲載又は掲示し、掲載又は掲示の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

宿泊者が支払 うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料（及び室料＋朝食等の飲食料） ② サービス料（①×当ホテルが定める料率）
	追加料金	③ 追加飲食料その他の利用料金（①に含まれるものを除く） ④ サービス料（③×当ホテルが定める料率）
	税金	消費税・宿泊税・入湯税その他法令により規定される諸税

《備考》

1. 基本宿泊料は当ホテルが掲示する料金表によります。
2. 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

	不泊	当日	前日	7 日 前	13 日 前
1-9 名	100%	100%	50%		
10- 19 名	100%	100%	100%	50%	20%
20- 29 名	100%	100%	100%	100%	50%
30 名 以上	100%	100%	100%	100%	80%

《備考》

1. 表中の％は、宿泊契約成立時に確定した宿泊料金（別表第 1 に定める基本宿泊料をいい、室料及び朝食等の飲食料を含みます。以下同じ）に対する比率を示します。
2. 違約金額は、宿泊契約が解除された客室に対応する宿泊料金総額に、解除された日時に応

じて決定される上記表記載の比率を乗じた金額となります。

3. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（解除された日の初日）の違約金を収受します。

4. 当ホテルにおいて又は提携する他事業者において、上記と異なる違約金の定め（キャンセルポリシー）を設定した特別なプランをご提供することがあります。かかる特別なプランをお申し込みいただいた場合、その特別なプランのお申し込み時にご確認いただいたキャンセルポリシーに従って計算した金額を違約金として収受します。

【利用規則】

お客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第 10 条に基づいて、次のとおり利用規則を定めておりますので遵守をお願いします。この規則は、当ホテルの宿泊施設、レストラン、クローク、ロビー、店舗、駐車場、車寄せ、ホテルを含む建物の敷地等当ホテルの全施設（以下「当ホテル施設」といいます）の利用者（宿泊客を含みますがこれに限られません）に適用させていただきます。この規則を遵守いただけない場合には、宿泊約款第 7 条により、やむを得ずご宿泊ならびに当ホテル施設のご利用をお断りさせていただきます。また、事故が発生した場合には、お客様に損害のご負担をいただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 客室のご利用について

- (1) 客室からの避難経路図は、各客室ドア設置の案内板に表示しておりますのでご確認ください。
- (2) ご宿泊登録者以外の方のご宿泊は固くお断りいたします。
- (3) 18 歳未満の方の単独のご宿泊は、あらかじめ当ホテル所定の書式により親権者様にご同意いただいた場合を除き、お断りさせていただきます。
- (4) 他のお客様に不安をもたらす、又は迷惑をかける行為はご遠慮ください。
- (5) 長期のご宿泊利用により、賃借権・居住権その他居住に関する法律上の権利が発生することはありません。
- (6) CLUB CANDEO 会員のお客様が宿泊約款および利用規則を遵守いただけない場合、同会員規約により、会員資格が取り消され、以後のご利用をお断りさせていただきます。

2. ルームキー

- (1) ご滞在中、お部屋から出られる際は、必ず施錠をご確認ください。
- (2) ご滞在中及びご就寝の際は、必ず「ドアラッチ（かけがね）」をおかけください。
- (3) 客室のルームキーを紛失された場合には、ルームキーの再作成費用としてカードキーの場合は 1,000 円（税込み 1,100 円）、シリンダーキーの場合は 10,000 円（税込み 11,000 円）をご負担いただきます。

3. 来訪者

- (1) ご訪問客とのご面会はロビーでお願いします。
- (2) ドアをロックされた時は、「ドアラッチ（かけがね）」をかけたままドアを開け、ご確認ください。

4. 客室内

- (1) 客室内及び廊下では、当ホテルの許可なく暖房用・炊事用等の火気及びキャンドル等を使用しないでください。また、客室内での調理は固くお断りいたします。
- (2) 喫煙が可能であることが明示された客室を除き、客室内での喫煙は固くお断りいたします。喫煙が可能であることが明示された客室以外の客室での喫煙が確認された場合、客室

のクリーニングに要する費用として、30,000 円（税込 33,000 円）を申し受けます。

(3) 喫煙が可能であることが明示された客室であっても、火災になりやすい場所、特にベッドの上での喫煙は固くお断りいたします。

(4) 当ホテルの許可なく、客室を営業行為・事務所・パーティ等、宿泊以外の目的で使用しないでください。

(5) 当ホテルの許可なく、客室内の備品を移動したり、客室内に造作を施したり、あるいは改造したりしないでください。

(6) 客室内の備品は、客室外に持ち出さないでください。

(7) 当ホテルの外観を損なう物を窓側に置かないでください。

(8) モバイルバッテリーその他リチウムイオン電池を内蔵する携帯用蓄電池（以下「モバイルバッテリー等」といいます。）をご使用になる場合は、次の事項を遵守してください。

① 客室を離れる際及び就寝中は、モバイルバッテリー等をコンセント、AC アダプター又は他の機器に接続したままにしないでください。

② モバイルバッテリー等は、お客様ご自身が常に状態を確認できる場所で使用してください。

③ ベッド、寝具、カーテンその他の可燃物の上若しくはその周辺、バッグ、引き出しその他放熱を妨げる場所又は直射日光が当たる場所その他高温となる場所では使用しないでください。

④ 破損、膨張、異臭、正常でない発熱その他の異常が認められるモバイルバッテリー等は使用しないでください。バッテリー等の状態によってはホテル内へのお持ち込みをご遠慮いただく場合がございます。

⑤ 当ホテルは、火災その他安全上の支障が生ずるおそれがあると認めた場合には、お客様の安全確保のため、モバイルバッテリー等の使用の中止、接続の解除その他必要な措置を講じることがあります。

5. 貴重品

貴重品や高価な物は、室内において保管せず、必ず身につけてお出かけください。

6. お預かり物

お預かり物の保管期間は 3 日間とさせていただきます。保管期間内にお引き取りにならないければ、お客様がその所有権を放棄したものと見なし、当ホテルが自由に処分できるものとします。なお、これに対して、お客様は異議を申し立てることができないものとします。

7. 遺失物

遺失物の保管は、発見日を含め 3 日以内とし、その後、宿泊約款に基づき処理しますのでご了承ください。

8. 駐車場の利用

(1) 駐車場のご利用に際しては、当ホテルの係員の誘導・指示に従ってください。

(2) 駐車中の車内に、貴重品及びその他の物品を留置しないでください。駐車中における紛

失・盗難については、その責任を負いかねます。

(3) 当ホテルの係員による車の代行移動はいたしかねますのでご了承ください。

9. お会計

(1) 宿泊料金等のお支払いは、現金、又は当ホテルが認めたご利用券、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、電子マネーその他現金に代わるものにより、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

(2) 宿泊料金等のお支払い前に客室に入室することはできません。

(3) 法人契約、旅行者その他のエージェントによる企画旅行など、当ホテルがご宿泊者以外の方から宿泊料金等のお支払いを受けることになっている場合で、定められた期日までにお支払いがない場合も、ご宿泊はできません。

10. 朝食券

ご利用にならなかった朝食券及びデリ引換券についての返金及び払い戻しには応じません。

11. 優待券・割引券

当ホテルが発行する優待券・割引券等の返金及び払い戻しには応じません。

12. 禁止行為

当ホテル施設では以下の事項を禁止いたします。以下の事項の一つに該当すると認められるときは、予約成立後あるいはご利用中といえども、直ちに当ホテル施設のご利用をお断りし、退去していただきます。その場合、それに伴う返金・補償は致しません。また、トラブル、危険等の防止のため、警察・消防等関係諸機関に通報・相談する場合もございます。

(1) 次のもののお持ち込み

- ① 犬・猫・小鳥・その他の愛玩動物(ただし補助犬を除きます。)
- ② 発火又は引火性のもの、危険性のあるもの、悪臭・害毒を発するもの
- ③ 常識的な量を超える物品
- ④ 適法に所持を許可されていない鉄砲等、刀剣類
- ⑤ その他法令で所持を禁じられているもの

(2) 賭博・威圧的な言動・風紀を乱す行為、又は他のお客様に嫌悪感を与え、もしくは迷惑になるような言動

(3) 下駄、雪駄、ローラースケート、ローラーブレードでのご入館

(4) 当ホテル施設内(ただし喫煙が可能であることが明示された客室及び所定の喫煙スペースを除きます。)における喫煙

(5) 施設、備品、什器等当ホテル施設内の物品を破損もしくは損傷し又は現状を変更し、あるいはこれを移動又は当ホテル施設外に持ち出すこと

(6) 広告宣伝物の配布、物品の販売、勧誘

(7) 当ホテルが別途認める場合を除き、当ホテル施設へご宿泊登録者が消費される分を超える飲食物を持ち込むこと及び当ホテル外から飲食物の出前をとること

(8) 刺青のある方や泥酔者の大浴場のご利用(但し、刺青のある方のご利用につきまして

は、ホテルが他のお客様への威圧感を与えるものではないものと判断した場合は利用を許可する場合があります。)

(9) 朝食の飲食物の持ち帰り(朝食を提供するレストラン・ラウンジ・カフェにてお召し上がりください。)

(10) 館内及び敷地内で他のお客様にご迷惑になるような写真・動画等を撮影すること

(11) 館内及び敷地内で他のお客様又は当ホテルの業務に従事する者(従業員、外注先を含む)を被写体とする写真・動画等を撮影すること

(12) 当ホテルの許可なく、当ホテル施設内において営利・非営利を問わず事業の用に供する目的で写真・動画を撮影すること、又は当ホテル施設内で撮影された写真・動画等を営利・非営利を問わず事業の用に供する目的で公にすること

(13) 当ホテルの許可なく、当ホテル施設を宿泊、飲食その他当ホテルの定める利用目的以外の目的に使用すること

(14) その他当ホテルが不相当と判断する行為を行うこと

13. 資源を大切に使うため節電・節水にご協力をお願いいたします。

14. 自然災害、大規模障害、感染症のまん延、法令の制定・改廃、国、地方公共団体等公権力による命令・処分・指示・勧告、争議行為、輸送機関・通信回線の事故・故障等の不可抗力、施設の故障等の不測の事態その他やむを得ない事由により、当ホテル施設を利用いただくことができない場合がございます。